

固定資産税及び都市計画税の減免措置等の継続を求める意見書

我が国の経済は、バブル崩壊以降、長期にわたり停滞を続けてきましたが、近年、企業の不良債権処理等の調整を経て、景気は回復基調にあります。これに伴い、企業の土地投資への意欲も高まり、不動産証券化という新たなスキームを用いた不動産投資市場が、大都市圏を中心に活発化しており、都心部において地価は上昇傾向にあります。

特に、都心千代田区における地価は、全国一高い水準にあり、固定資産税の過重な税負担が、区民の定住や、事業継続の大きな障害となっています。

その一方で、景気は回復基調にあるものの、大多数を占める中小企業や小規模事業者は、いまだに厳しい状況を強いられています。

このように過重な税負担が続く中、安心して生活し、仕事を続け、子供たちに未来を託したいと願う、区民の負担軽減を求める声にも切実なものがあります。

また、4万5千人まで回復した、本区の最重要課題である定住人口の回復をさらに図るためにも、固定資産税等の大幅減税が急務となっています。

このような中、東京都においては、昭和63年度以降、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置を、また平成17年度より負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置をされており。

千代田区議会は、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって、固定資産税の大幅減税に取り組んでまいりましたが、これら生活者の視点にたった施策が、都民並びに中小零細企業に与える経済的、心理的影響は計り知れないものがあると考えます。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、都心区における生活者の実態を踏まえ、納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、来年度以降も「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」2割減免、「小規模住宅用地に係る都市計画税」軽減、及び「負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税」軽減措置を継続されますよう強く求めます。

また、東京都においては、国との調整を図り、償却資産に対する固定資産税について、免税点を基礎控除に改め控除額を大幅に引き上げること、及び償却資産に対する固定資産税の申告期限を3月15日とすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成19年10月19日

千代田区議会議長名

東京都知事 あて